

一問一答 刑事訴訟法（上巻） 改訂六版

■p.133 軽微犯罪と通常逮捕 (8)解答・解説

「軽微犯罪と通常逮捕」の問8の解答・解説につきまして、侮辱罪の法定刑が 2022（令和4）年7月7日から引き上げられたことに伴い、解答を「○」から「×」に変更するとともに、解説を以下のとおり修正いたします。

× 令和4年7月7日から侮辱罪の法定刑が引き上げられた。侮辱罪（刑法 231 条）の法定刑は、『1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料』であるから、軽微犯罪に該当しない。